

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を！

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として控除できます。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、年末調整や確定申告をする場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。納め忘れ等がある場合も、年内に納付すれば今年分の控除として申請できます。

佐賀年金事務所から証明書が届いたら、申告を行うまで大切に保管してください。

送付時期

平成23年1月1日から9月30日までの間に納付された方



11月上旬～

平成23年10月1日から12月31日までの間に今年初めて納付された方



平成24年2月上旬～

家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を申告書等に添付して申告してください。

アライグマにご注意ください！

■問い合わせ (見かけた場合) 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117
(作物に被害があり捕獲が必要な場合) 農林課 農政係 ☎75-4825

市内でアライグマの目撃情報が寄せられています。

アライグマは、地域固有の生態系などに影響を及ぼす恐れがあるとされ、外来生物法の「特定外来生物」に指定されており、飼うことや保管・運搬すること等が禁止されています。

また、「アライグマ回虫」という寄生虫を持っており、性格も攻撃的で凶暴なため、触れると寄生虫に感染したり、けがをする恐れがありますのでご注意ください。

アライグマの特徴

- ・ 体重は4～10kg
- ・ 尾を含めた長さは60～100cm
- ・ 尾は黒い縞模様(5～7本)
- ・ 指は5本で細長い
- ・ 爪は短く、湾曲していない



特定外来生物についての詳しい内容は、環境省の外来生物法ホームページ(<http://www.env.go.jp/nature/intro/>)をご覧ください。

家を建てたり、取り壊したら、 税務課へお届けください

固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋・土地などに課税されます。

家や倉庫などを新築・増築した場合は、その翌年から課税の対象となり、取り壊した場合は、その翌年から課税されなくなります。家屋を取り壊しても届出がないと、誤って課税されてしまう原因にもなります。家屋を建てたり、取り壊したときは、税務課へご連絡ください。

■問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176

12月の定例市議会

12月2日(金)の10時に開会予定です。
なお、ケーブルテレビで録画放送をしています。定例会の詳しい日程などは、市ホームページに掲載します。

2012年(平成24年)版 さが県民手帳販売中！

統計編データ、観光施設の案内、官公庁の所在地、郷土の歳時記など、仕事や暮らしに役立つ情報が多数掲載！



■価格 (共に深緑色で専用鉛筆付)

大型(14.2×9cm) 650円
小型(10.8×7.5cm) 500円

■販売場所

総合政策課(多久市役所3階) ☎75-2116
多久市観光協会 ☎74-2502
TSUTAYA 多久店(配達可) ☎74-4174

■問い合わせ

総合政策課 企画係 ☎75-2116